

京都市京都高速道路検証専門委員会の会議の公開に関する要綱

平成24年10月4日決定

平成26年 1月7日改正

(趣旨)

第1条 京都市京都高速道路検証専門委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例、京都市市民参加推進条例施行規則及び京都市京都高速道路検証専門委員会規則第5条に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する「非公開情報」をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(3) 拡声器、はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、プラカード、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ、その他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者

(4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。

(6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(8) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第6号の規定に関わらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等を行うことができる。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴者がこの規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第9条 公開した会議については、会議の終了後速やかに、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

4 前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

附 則

この規定は、決定の日から施行する。

附則

この規定は、平成26年1月7日から施行する。